8 太 監 公 示 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 8 年 10 月 30 日

太宰府市監査委員　吉　野　　茂

太宰府市監査委員　今　泉　義　文

記

1　平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
公園台帳について 都市公園法第 17 条第 1 項では、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」とされている。さらに、都市公園法施行規則第 10 条第 4 項で、「記載事項に変更があったときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」とされている。しかしながら、台帳は作成されているものの、記載事項が更新されていないものが多く見受けられた。 順次すべての公園について台帳の記載内容の確認を行い、台帳の整備を進めるべきである。定期的に台帳の記載事項の確認・更新を行い、関係法令に則った適正な公園管理に努められたい。 特に 5,000 ㎡以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。	本年度は、面積 2,000 ㎡以上の公園（全 16 公園）について、公園台帳の内容確認を実施し、確認作業を行っており、併せて、随時公園台帳の更新作業を実施しております。 引続き、適正な公園管理に努めてまいります。	R8.6.5

道路用地の借入について 相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。 道路用地は取得が原則であり、平成22年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。 遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。	用地取得に向け土地管理人（相続人の一人）に相続手続きを促すとともに、市も協力しているところですが、相続人が多数おられるため費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。 なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。 また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用いただいている市民の不利益につながる可能性があります。 所有者不明土地に関しては全国的な問題となっており、現在解消に向け民法や不動産登記法の改正が行われている状況であることから、今後これらの施行状況を見ながら相続手続きを促し、用地取得につなげていきたいと考えています。 さらに、賃貸借契約の相手が高齢であるため、現時点で、契約相手と合意している内容について令和６年４月２６日付けで覚書を締結しました。	R8.6.5

2　令和3年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化財課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
（古都大宰府保存協会分） ○補助金の経理及び収益事業について 保存協会に対する補助金の目的となる経費は、嘱託職員、臨時雇、役員の人件費等とされており、保存協会の正味財産増減計算書内訳表において、補助金は経常収益に、人件費等は経常費用に、それぞれ公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計へ振り分けられて記載	事業内容とその予算の組み立て、それに対して公益法人会計が求める収支相償とが難しいため、補助金の振り分けについては、平成25年度の公益認定申請時から現在のような処理を行ってきたと説明を受けています。ただご指摘のように事業毎の振り分け状況が見えにくいという課題があり、補助金の目的たる支出が符合しにくい状況となっています。	R8.6.5

されていたが、振り分けられた補助金（経常収益）と人件費等の金額（経常費用）が符合しない箇所が見受けられた。公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計それぞれにおいて、補助金収入と補助金の目的たる支出が符合するように事業ごとの区分経理を行い、適正な事務処理を行っていただきたい。 なお、収益事業に補助金を交付することについては、疑念があるところである。 また、収益事業等会計に計上される収益事業は「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」、「会員向け事業」の 2 つとされている。 収益事業のうち「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」は、事業の収支が経常的な赤字を抱えていることもあり、一方で大宰府史跡保存に関する広報普及を図るための事業の１つの方策とも考えられるため、この事業を公益目的事業の「史跡保存に関する広報普及事業」に含ませることを再検討されたい。	このため、事業実施における適正な予算の組み立てを行うため、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を精査し、補助金収入・目的に支出の流れがわかる事業毎の区分経理を行うよう、予算書の組み立てを指導しています。 その際、収益事業に補助金を充てないよう指導しています。 予算書につきましても、公益目的事業会計、収益事業会計、法人事業会計ごとに収支を記載するようにしております。 また、「史跡解説パンフレット・書籍等の制作販売」も、「史跡保存に関する広報普及事業」で実施するように変更しています。 しかし、収益事業への補助金の充当につきましては、補助金が人件費に関するものであるため、現状では補助金の一部を収益事業に充てている状況となっておりますので、継続して指導を行っていきます。	
（文化財課分） ○補助金の審査及び契約書等への補助金の明記について 補助金の実績報告について文化財課は審査を行っているが、上記の補助金と補助金の目的たる支出が符合しないことについては確認していなかった。補助金の所管課として実績報告を十分精査されるとともに、事務及び会計処理について適切に指導されたい。 さらに、保存協会が受託している史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業の契約において、これらに係る人件費は各事業の契約額には計上されず補助金で賄われている実態があるので、この点については、契約に係る費用が市民に分かるよう契約書等に明記しておくべきである。	収益事業を含む事業費に振り分けられている補助金について精査し、補助金を適切に執行するため、事務・会計処理について引き続き検討を進めてまいります。 改善点について、史跡管理・普及啓発等受託事業における人件費を補助金で賄っていることについて、令和５年度契約より契約書等に明記しております。 なお、指定管理事業における人件費については、上記の「事業実施における適正な予算の組み立てを行う」ことを念頭に、令和 5～7 年度契約の際、一部の人件費を指定管理料に含め、そのことを令和 8～10 年度の契約書に明記しました。	R8.6.5

3　令和４年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況(方針)	通知日
○学校徴収金の未納金に関する取扱いについて 学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。 未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。	各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不納欠損処理の方法等につきまして、債権管理条例の整備等、全庁的に取り組む必要がある部分がありますが、ご指摘のように実態を踏まえた方法について内規を整備し、対応を進めていきます。	R8.6.5

4　令和5年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
○灌漑用揚水ポンプ施設管理基金の運用について 灌漑用揚水ポンプ施設管理基金においては、新たな積み立ても考えられていないことから、その設置の目的及び基金としての意義を検証のうえ、その存廃について検討されたい。	灌漑用揚水ポンプ施設管理基金は、基金対応箇所が16か所あり、令和７年度末現在 502,955 円となっております。 基金の存廃につきましては、農業者等利害関係者との調整が必要ですので、引き続き検討してまいります。	R8.6.5

5　令和7年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（文化財課）

監査結果	措置状況	通知日
（古都大宰府保存協会分） （１）受講料と会費の管理方法について 「大宰府アカデミー・令和編」の受講料収入に係る事務について、単年分または2年分の受講料および会費を一括して受け取り、受講者名簿や現金出納簿において、それらを区分することなく処理を行っていた。このような事務処理の方法は事務作業を複雑化させる要因となり、収支報告における不正確さや記載ミスの	令和８年度より「大宰府アカデミー・令和編 第２期」を開催しており２年間の講座で申込方法、受け入れ方法も第１期同様となっています。受け入れ時の伝票における受講料及び会費の区分記入はしているが、記載内容が細かいために帳簿での確認は難しいことから、帳簿に照らし合わせた、管理名簿を作成し、受講料及び会費が正確に把握できるように改善	R8.6.5

リスクを高める原因となりうる。今後は受講料と会費をそれぞれ明確に識別できる形で管理し、処理方法の改善を図られたい。 また、決算書と受講者名簿において、受講料収入額の齟齬が生じているため、適切な処理を行われたい。 　さらに、年度をまたぐ収入については、年度毎に収入を区別し、収入額を正確に反映されたい。	を行っていると説明を受けています。 　決算書については、令和７年度に監査を受けた令和６年度分はすでに理事会等で承認された決算であり、税理士に今回の監査の指摘内容を踏まえた相談を行ったが、修正申告等の必要性はないと回答があったことから、決算修正は行っていないが、今後は改善を行うと説明を受けています。 今後は上記内容の改善を図り、年度区分をまたがっての収入についても決算書で明確に分かる処理を行うよう、指導を行っています。	
（文化財課分） （１）補助金の実績報告書に係る審査過程の明確化について 補助金の額の確定（補助金交付確定通知書）における起案においては、実績報告書等の審査内容を記載するなど適切な事務処理を行われたい。	令和７年度の補助金実績報告書の提出にあたり、受付時の協議記録、指摘事項を記録するシートを作成し、補助金の額の確定における起案とともに、決裁を受けるよう改善しました。	R8.6.5